

9 その他 ～ 公害苦情の状況

1 公害苦情の処理体制

本市では、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）第 49 条第 1 項に基づき、「いわき市公害苦情相談員設置要綱」（昭和 52 年制定）により環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員を配置し、市民からの公害苦情に関する相談に対し助言、調査及び指導を行っています。

2 処理期間 : 令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月

3 公害苦情の概況

苦情件数

令和 2 年度の公害苦情の申立件数は 88 件で、前年度（75 件）に比べて、13 件増加しました。

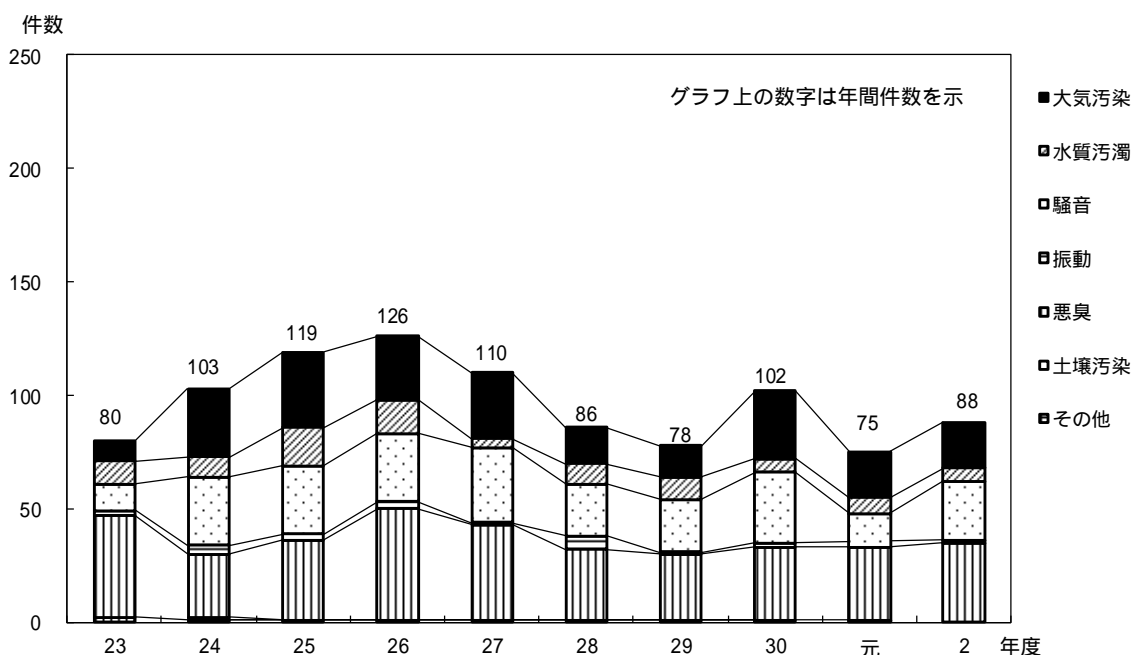


図 - 1 過去 10 年間の種類別苦情件数

公害種類別の内訳

令和 2 年度の公害種類別の内訳及び過去 10 年間の種類別苦情件数の推移は、図 - 1 のとおりです。

件数が多い順に悪臭 35 件(約 40%)、騒音 26 件(約 29%)、大気汚染 20 件(約 23%)、水質汚濁 6 件(約 7%)、振動 1 件(約 1%)となりました。

なお、令和元年度の全国集計結果（公害等調整委員会の報告）によれば、公害苦情は約 7 万件が報告されており、うち典型 7 公害が約 4 万 7 千件（約 66%）を占め、その内訳は騒音 33%、大気汚染 31%、悪臭 20%、水質汚濁 12%、振動 4%、土壌汚染等 0.4%となっています。